

2022年6月1日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社クレディセゾン
代表取締役（兼）社長執行役員 COO 水野 克己

前払式支払手段の一部廃止の公告

資金決済に関する法律第二十条第一項の規定に基づき、前払式支払手段保有者へ、未使用の残高の払戻しを行うことになりましたので、お知らせいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社クレディセゾン

2. 払戻しにかかる前払式支払手段の種類

ブランドプリペイドカード「ピコカ」のプリペイドチャージ残高

3. 払戻し申出期間

2022年6月1日から2022年8月31日まで

※当該申出期間内に申出がない場合、本払戻し手続きから除斥されます。

4. お申し出方法

営業店舗もしくは下記へご連絡いただき申請書類を取得のうえ、返信用封筒にて返送
セゾンプリペイドカードデスク

03-5996-1271 / 06-7709-8177 （9時～17時 年末年始除く）

5. 払戻しの方法

記入いただいたご本人様情報および振込口座情報に基づき、振込みにより払戻しを行います。なお、払戻しに係る振込手数料は弊社にて負担いたします。

6. お問い合わせ先

セゾンプリペイドカードデスク

03-5996-1271 / 06-7709-8177 （9時～17時 年末年始除く）